

会社法 Q&A

Q 会社の定款を変更するには何が必要なのでしょうか？

A 会社法第9条の規定に拠り定款や規約を変更する場合は株主の75%以上の同意を得なければなりません。通常の株主総会で出席者の50%の同意を得れば可決されますが、定款や規約を変更する場合は出席者のみならず株主全員が対象となります。また、十分な通告を株主に行わなければなりません。

Q どのような変更が定款や規約の変更と見做されるのでしょうか？

A 下記の様な変更が会社法上規定されております。

社名の変更	(会社法第157条)
登記の変項	(会社法第162条)
株主の権利	(会社法第246B条)
資本の縮小	(会社法第256C条)
発行済み株の回収	(会社法第257D条)
自主的解散	(会社法第491条)

Q どのような状況下で役員は解雇されるのでしょうか？

A

会社法に基づき12ヶ月以上の懲役刑を受けた場合
不正行為で3年以上の懲役刑を受けた場合
外国法に基づき12ヶ月以上の懲役刑を受けた場合
自己破産をした場合
2社以上の倒産企業に従事した場合
繰り返し会社法を犯した場合

等が会社法で規定されております。よつて、現地採用の役員が上記の事件を犯した場合自動的に役員資格を失却致します。

Q 役員の特権とは何なんでしょうか？

A 役員は会社の保管書類を閲覧し写しを取る権利を有します。但し、不正行為が目的の場合はこの限りでは有りません。

Q 役員の義務とは何なんでしょうか？

A 下記の様な義務が役員には課されております。
誠実に役員としての任務を果たす事
自己利益を優先しない事

Q 他の会社の役員を兼ねている場合はどうなるのでしょうか？

A 他の会社の利益の為に貴社の利益を損なう行為をしてはなりません。
2社間の利益が相反する場合は役員は役員会でその事を通知する義務が発生
致します。

Q 他にも役員として気を付けて置く事があるのでしょうか？

A 会社が債務を返済出来なくなつたにも拘わらず商取引をした場合役員個人にも責任が発生致します。知らなかつたという事実では理由になりません。何故ならば役員には帳簿を見る権利が有るからです。また、経理が判らないというのも理由になりません。会社経営をしている訳ですか判らなければ判る人を採用すべきであります。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所
(02) 92217555
legal.one@advantagepartnership.net
www.advantagepartnership.net